

平成24年10月17日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己様

放射能対策に要した費用に関する補償体制の早期整備等について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、貴社福島第一原子力発電所の爆発事故が発生し、漏洩した放射性物質が本市にも重大な影響を及ぼしました。

このような中、本市においては、放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「特別措置法」という。）に規定する汚染状況重点調査地域に指定されるとともに、策定を義務づけされた除染実施計画に基づき、国、千葉県並びに本市市民・事業者等との協働により、市内全域の放射線量の早期低減に向けた除染等の努力を続けているところです。

特別措置法第44条第1項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、（中略）関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されており、また、原子力損害賠償紛争審査会における平成24年3月16日付中間指針第二次追補において、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分等（中略）は、賠償すべき損害として認めるものとされています。

今後も、本市においては、特別措置法の理念に基づき、市民の健康と安全・安心な環境の確保に向け、効果的かつ速やかに除染等の放射能対策を講じていく考えです。

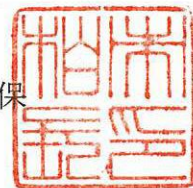
ついでには、特別措置法第5条（関係原子力事業者の責務）に規定する理念に則り、別紙事項に関しての万全な対策を早急かつ誠実に講ずるよ

う，強く要求します。

なお，本要求に対する回答については，11月15日までに具体的な内容により文書を持って回答されるよう重ねて要求します。

千葉県柏市長

秋 山 浩 保



【要求事項】

1 本市並びに市民・事業者等が要した放射能対策費用等の早期補償について

本市並びに市民・事業者等が要した以下の放射能対策費用等について、その実施者に対して直接的に賠償する仕組みを早期に確立すること。

また、補償にあたっては、必要かつ合理的に要した費用の全額を補償し、あわせてできるだけ簡素な事務手続きによる求償方法とすること。

なお、当該放射性物質の拡散に伴い、各種市場価格の下落や販売量の低下により経営不振に苦しむ各種事業者については、減収分に対する補償も行う仕組みとすること。

(1) 除染に要した費用

(2) 各種測定及び検査に要した費用

(3) その他、事故に伴う放射能の影響により必然的に生じた追加的費用及び減収

2 除染土壌等の処分場所の確保等について

本市及び市民・事業者等が行った除染に伴い発生する土壌等の処分場所の確保等に関し、事故由来放射性物質を放出した汚染原因者として必要な措置を講ずること。

また、本市が実施する施策が的確かつ円滑に行われるよう協力措置を講ずること。

3 汚染原因者としての市民・事業者等に対する謝罪と説明について

本市並びに市民・事業者等が被っている各種被害に対し、事故由来放射性物質を放出した汚染原因者として、その責任を明確にするとともに謝罪と説明をすること。また、その謝罪と説明にあたっては、当該要求で求めている賠償の仕組み等について確実に反映させたいうえで、早急かつ明確に示すこと。